

災害時の医療・保健活動について

重症度等	主な医療提供主体	主な医療活動の内容
医師の診療を必要としない 極めて軽度の負傷	1 市民による自助、共助	1 市販消毒液による傷口の消毒、包帯等による応急手当
軽症 (生命の危険がなく、入院を要しないもの)	1 医療救護隊(地域防災拠点等) 2 負傷者等の受け入れが可能な診療所	1 挫創、挫傷、熱傷、骨折等の外傷に対する応急医療 2 内因性疾患に対する応急医療
中等症 (生命の危険はないが入院を要するもの)	災害拠点病院以外で災害時に負傷者等を受け入れる病院(災害時救急病院)	入院による診療等
重症 (生命の危険の可能性のあるもの・生命の危険が切迫しているもの)	1 災害拠点病院 2 災害時救急病院のうち、重症の負傷者等の受け入れが可能な病院	

